



公園とみどり 横浜の150年

The 150 years History of YOKOHAMA Greenery and Parks



山下公園

目次

第1部 横浜の開港と発展:近代的まちづくりとしての公園のはじまり

P5-6 開港と日本初の西洋式公園の誕生

第2部 震災と戦災:苦難を乗り越え都市の骨格となる公園を整備

P7-8 関東大震災からの復興 / 計画的なまちづくり

P9-10 第二次世界大戦と公園緑地

第3部 急激な都市化:市街地が拡大する中で緑を守り、オープンスペースを確保

P11-12 緑行政の一本化を目指して日本初の「緑政局」誕生

P13-14 急速に進む都市化の中での公園整備

P15-16 全国に先駆けた横浜の「都市農業」

P17-18 郊外の緑を残す / 横浜の原風景を守る取組

P19-20 新しいまちをつくる / 六大事業と緑

第4部 成熟する市民文化と多様化するニーズ

P21-22 横浜らしい景観を創る多様な緑

P23-24 楽しむ・学ぶ・守る / 横浜の市民力

P25-26 あらたな手法・あらたな賑わい

P27-28 緑豊かなまちを次世代へ / 横浜みどりアップ計画

市民が主役の横浜緑政史

横浜市民の緑への意識はとてもアクティブだ。

その昔、私が紅顔の美少年のころ、船が大好きでトリスおじさんのイラストで有名な柳原良平さん、有隣堂の松信さん、ゲート座の岩崎女史、あじさいの里「白鳳庵」の川口さん、それに私と初代緑政局長で助役も務めた大場さんが車に分乗して市内を走り回った。横浜市緑の協会が企画していた「ヨコハマ街かどの緑コンクール」の審査会。人生経験の滄蓄と横浜愛がほとぼしる議論が夜遅くまで続いた。

今、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の座長をしているが、喧々譁々、その討議の熱さは変わらない。それこそ横浜の凄さは、市民ファーストの緑政にある。

港都ヨコハマの緑の150年史、その第1ページは西洋式公園の嚆矢たる山手公園の開設（明治3年、国指定名勝）、英国人R.H.ブラントン設計の彼我公園の開設（明治9年、現 横浜公園）など日本人の眼前に西洋文明に見える化する形で始まった。しかもここには、彼（外国人）と我（日本人）の共生と交流の場づくりの思想がみられること、当時生糸貿易をしのぐ植物交流の活況があったことなど、国際グリーンビジネス事始めも特筆される。

その後、横浜市は震災と戦災からの復興、そして高度経済成長に伴う都市化圧を克服すべく多彩な緑環境の政策と事業に取り組んできた。

その詳細は本文に譲るが、敢えてここで特筆したいのは「緑とオープンスペースの本義」に基づく全国唯一の本格的な緑行政を実行してきた点である。

緑とオープンスペースの本義は、市民の生命と生活を守り支える“生命と環境のインフラ”にある。そのために横浜市は「緑政局」（昭和46年）を設けて農政、公園、緑化の総合行政を可能にし、さらに「環境創造局」（平成17年）となってからは、緑のみならず水循環をも包含した「横浜市水と緑の基本計画」（平成18年）を策定したうえで、環境先進都市・横浜への着実な道筋と財源確保のために「横浜みどりアップ計画」と「横浜みどり税」（平成21年から）に取り組んでいる。

緑、グリーン（green）の語源は、アーリア語のghra、即ち“成長する”という意味である。成長、つまりは“生命”。21世紀を生きる横浜と市民のための生命感あふれる環境の持続可能性の根源は、“緑（greenery）”にある。

本市における緑政史は横浜市民の誇りである。次代を担う浜っ子のみなさんにも読んでおいてほしいと切に願う。

横浜市環境創造審議会会長

福井県立大学学長（東京農業大学名誉教授） しんじ いそや
進士 五十八

表紙について

ひが彼我公園（現 横浜公園）の開園当時の平面図を図案化したものです。彼我公園は、山手公園に続いて造られた日本で2番目の西洋式公園であり、外国人と日本人双方に開かれた最初の公園です。

日本の玄関口として世界に開かれ、常に新しいことを取り込んできた横浜を象徴する公園といえます。

裏表紙について

市の花「バラ」は、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとして平成元（1989）年に市民により定められました。西洋バラの多くは開港間もない横浜から日本へ上陸したといわれ、以来市民に親しまれています。



「改正銅板横浜地図」(明治13(1880)年)部分(1)

開港と日本初の西洋式公園の誕生

江戸時代末期、安政6(1859)年の開港から横浜の都市としての歩みが始まりました。100戸ばかりの寒村が歴史の表舞台に登場したのです。現在の中区関内地区に開港場が設けられ、開港場は外国人居留地と日本人居住地に分けられました。

貿易が盛んになり開港場が賑わうと、土地不足による居住環境の悪化に対し、外国人側から改善要求が高まりました。その中で慶応2(1866)年に大火が発生し、関内の3分の2に近い地域が焼失しました。大火を契機として、同年に幕府側と外国側とで「第3回地所規則(横浜居留地改造及び競馬場・墓地等約書)」が締結され、現在の関内のまちの原型ともいえる整備計画が取り決められました。規則では、山手に外国人用の公園を造営すること、開港場の遊郭を移し跡地を外国人と日本人双方が用いる公園とすることが定められました。日本の都市公

園制度の始まりである「明治6年太政官布達第16号」の7年前のことで、他に、外国人居留地と日本人居住地の間に延焼を防ぐための幅員120フィート(約36m)の大通りを通すこと、競馬場の整備などが取り決められています。

規則の実施は明治政府に引き継がれ、山手公園、横浜公園、日本大通り、根岸競馬場(現在は廃止され根岸森林公園として活用)といった横浜中心部の骨格をなす公園やオープンスペースとなりました。これらの西洋式施設はいずれも日本に導入された初期の事例で、日本の近代化に大きな影響を与えました。

平成21(2009)年には、山手、横浜、根岸森林の3公園が「旧居留地を源として各地に普及した近代娯楽産業発展の歩みを物語る」として近代化産業遺産に認定されました。

Column 01



外国向けのユリの図譜・ヤマユリ 明治32(1899)年刊(横浜植木株式会社所蔵・横浜開港資料館保管)

明治に横浜に滞在した米国人紀行作家エライザ・R・シドモアは、その美しさに魅了され母国に桜の植樹を提言した。横濱は今日私たちを楽しませてくれる園芸植物にとっても「最初の地」といえます。

桜も横濱港から海を渡りました。横濱は今日私たちを楽しませてくれる園芸植物にとっても「最初の地」といえます。

開港に伴って横浜から入ってきた、あるいは出ていったものは数多くありますが、園芸植物もそのひとつです。欧米人にとって、鎖国状態にあった日本は未知の植物の宝庫でした。多くのプラントハンター(植物採集家)が来日し、日本の植物は海を渡っていきました。その後の貿易の拡充により、園芸植物は生糸や茶に比較すれば貿易額こそ少ないものの、横浜港の特徴的な交易品に成長しました。

日本の植物で、海外から最も注目されたのがユリでした。大輪の花を咲かせる日本のユリは高値で取り引きされ、ユリ根の貿易額のシェアの9割は横浜港が占めるまでになりました。

園芸植物の玄関口、横浜港

開港に伴って横浜から入ってきた、あるいは出ていったものは数多くありますが、園芸植物もそのひとつです。欧米人にとって、鎖国状態にあった日本は未知の植物の宝庫でした。多くのプラントハンター(植物採集家)が来日し、日本の植物は海を渡っていきました。その後の貿易の拡充により、園芸植物は生糸や茶に比較すれば貿易額こそ少ないものの、横浜港の特徴的な交易品に成長しました。

明治42(1909)年に国から市の管理となり、名称が「横浜公園」に改められると、造園家の茂出木朝二郎の設計により日本風の築山林泉型園地と野球場を備えた形に改修されました。

関東大震災の復興整備では野外音楽堂や本格的な野球場が造られ(横浜公園球場)、球場ではペープ・ルースやルー・ゲリックといったアメリカの名選手もプレーしました。その後、進駐軍による接収(P10)を経て、返還後は「横浜平和球場」と改称した野球場でアマチュア野球の試合が多く行われました。

昭和53(1978)年に球場の老朽化を機に現在の横浜スタジアムが建設され、川崎球場(川崎市)からプロ野球球団を誘致し、現在に至ります。

山手公園

明治3年(1870)年に、横浜居留外国人によって造られた日本初の西洋式公園です。当時は外国人専用の公園で、彼らは「ブラフガーデン」と呼んでいました(ブラフは崖の意味で、急傾斜地の多い山手地区を指す)。芝生や花壇、四阿のある園内の様子を遠くから見るだけであった日本人は山手の「花座敷」と呼び、羨望のまなざしを向けていたようです。

山手公園は日本の近代テニス発祥の地でもあり、ヒマラヤスギが日本で最初に植えられた公園でもあります。

日本の公園史の原点として記念すべき公園であり、当時の様子がよく残っていることから公園としては数少ない国の文化財(名勝)に指定されています。



山手公園(明治13(1880)年~明治23(1890)年)

彼我公園(現 横浜公園)

第3回地所規則により、遊郭があった場所に造られた西洋式公園です。R.H.プラントンの設計によるもので、明治9(1876)年に開園しました。山手公園と異なり日本人も利用できたことから彼我公園(彼は外国人、我は日本人を指す)と呼ばれました。中央の外国人専用の運動場では、クリケットやラグビー、野球の日本最初の国際試合にも使われました。

明治42(1909)年に国から市の管理となり、名称が「横浜公園」に改められると、造園家の茂出木朝二郎の設計により日本風の築山林泉型園地と野球場を備えた形に改修されました。

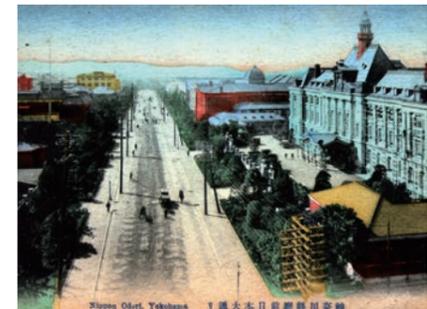
関東大震災の復興整備では野外音楽堂や本格的な野球場が造られ(横浜公園球場)、球場ではペープ・ルースやルー・ゲリックといったアメリカの名選手もプレーしました。その後、進駐軍による接収(P10)を経て、返還後は「横浜平和球場」と改称した野球場でアマチュア野球の試合が多く行われました。

昭和53(1978)年に球場の老朽化を機に現在の横浜スタジアムが建設され、川崎球場(川崎市)からプロ野球球団を誘致し、現在に至ります。

日本大通り

慶応2(1866)年の大火で関内地区の大部分が消失したため、防火帯を兼ねた街路として英国人技師R.H.プラントン(1841-1901年)により設計され、明治12(1879)年までに完成しました。プラントン設計当初は12mの幅員の車道の両側に、3mの歩道と9メートルの植樹帯がある立派な道路で、碎石による路盤と陶管の下水道を備えた日本初の近代街路とされています。

当初の街路樹は関東大震災(P7)によりほとんどが焼失しましたが、昭和4(1929)年関東大震災の復興整備で車道幅員が大幅に拡張され、3年をかけてイチョウが新たに植栽されました。現在樹齢80数年となったイチョウ並木は、横浜を代表する風景のひとつとなっています。



絵葉書 日本大通り 年不詳(1)

根岸競馬場と根岸外国人遊歩道

慶応3(1867)年に完成した日本初の常設西洋式競馬場(仮設では文久2(1862)年の横浜新田競馬場)です。

昭和18(1943)年に戦争のため閉鎖された後、戦後進駐軍に接収されていましたが昭和44(1969)年に返還され、昭和52(1977)年に根岸森林公園として開園しました。J.H.モーガン(1868-1937年)の設計による旧一等馬見所は当時の様子を物語っています。

山手地区と競馬場を結ぶ根岸外国人遊歩道は外国人が「ミシシッピー・ベイ」と呼んだ景勝地・根岸湾を巡る遊歩道で、元治元(1864)年に開通しました。当時は攘夷運動もあり、安全な行楽地が求められていました。



根岸競馬場(大正12(1923)~昭和11(1936)年頃)(2)



絵葉書 横浜公園の噴水池と桜(明治末~大正期)(4)



絵葉書 芝生の野球場(横浜公園ト花園橋通)(大正期)(3)



絵葉書 横浜公園(大正12(1923)~昭和11(1936)年頃)(3)



絵葉書 山下公園「ホテルニューグランドより湾内を望む」(大正12(1923)年~昭和11(1936)年頃)(2)

関東大震災からの復興 / 計画的なまちづくり

横浜港の貿易量増加や湾岸の工業化が進むと、都市化による問題が表出し、計画的なまちづくりが求められるようになりました。明治21(1888)年に東京市区改正条例が公布され、日本でも近代的な都市計画が定められるようになりました。横浜は、明治36(1903)年に基本方針である「横浜市今後の施設について」を発表しました。それまでの「受動的な発達」から「自動的即働きかけの発達」への転換をうたったもので、この時代の都市施策として画期的な、衛生施設の改善や慈善事業の奨励、公園整備など生活基盤整備にも触れていました。また、大正7(1918)年には横浜でも市区改正条例が準用されますが、どちらも財政難により整備は進みませんでした。

大正12(1923)年9月1日、関東大震災が横浜を襲いました。地震により多くの建物が倒壊したほか、その後発生した火災により市街地の

90%近くが焼失し、33,543人が被災しました。

神奈川県下の多くの都市が自力での復興を余儀なくされたのと異なり、市は「帝都復興計画」に組み込まれ政府直轄の事業と市が行う事業とを合わせて復興に取り組むことになりました。復興計画では、港湾設備の拡張や幹線道路の整備、計画的な街路の配置に加えて公園の整備も盛り込まれました。

復興計画はその後の財政難により大幅に縮小されますが、政府の事業として山下、野毛山、神奈川、日の出川の4公園が復興公園として計画され、日の出川以外の3公園が整備されました(注: 日の出川公園は現在開園している同名公園とは別)。また、市が行う事業として横浜市児童遊園地や元町公園も整備されました。震災復興は計画的なまちづくりのきっかけとなり、多くの公園が誕生することになりました。

Column 02



三溪園

横浜随一の経済人、原三溪が本

童公園P14」

の機能の一端を担っていた存在が、貿易商などが私財を投じて整備、公開したプライベートガーデンなのです。

※正解は「現存では掃部山公園。廃止されたものでは翁町公園(児

期となつてしまいました。

といえます。このように都市横浜が

とはいえ、生活の場に緑とオープンスペースを求めるのは現代と同じだったようで、この時期の横浜で公園の機能の一端を担っていた存在が、貿易商などが私財を投じて整備、公開したプライベートガーデンなのです。

形成される中で、民間の力によって創出された緑が、現在も形を変えながら後世に引き継がれ、横浜の緑を特徴づけています。

「山手公園、横浜公園の開設以降、関東大震災までに開設された公園は？」※

牧に建てた私邸の一部を明治39(1906)年に公開した三溪園がその代表格ですが、岡野家による常盤園(現常盤公園)、大澤家による横濱ガーデン(神奈川区)、鶴

明治から大正の横浜の民間力 プライベートガーデンの時代

見が開設され東洋一とうたわれた花月園遊園地、その他、井伊家の整備した庭園を市に寄附した掃部山公園もプライベートガーデンに分類できます。これらの多くは、のちに公園やオープンスペースとして活用されており、現在、花月園遊園地跡地に整備中の(仮称)花月園公園もその歴史の一端に位置している

関東大震災と公園・みどり

相模湾を震源とする関東大震災は震源に近い横浜でより大きな被害を出しました。特に建物が密集する市街地では火災が発生し、多くの犠牲者を出しました。当時開園していた横浜公園、掃部山公園には多くの人が逃げ込み火災から逃れることができました。公園周囲の樹木が火災旋風を防いだことなどによるといわれています。

このため復興計画では「公園は実に都市の金城鉄壁」として「小学校傍には附属の小公園を設ける」など公園の増設が盛り込まれました。計画は財政難により縮小を余儀なくされましたが、公園整備とあわせ街路事業、区画整理事業による街庭、広場、植樹帯の設置など、都市に緑地を設ける動きは確実に広まっていきました。



絵葉書 山下町の惨害(大正12(1923)年)(1)

神奈川公園

野毛山公園が市の都市公園系統の中核になる「中央公園」として計画されたのに対し、方面別の市街地における中核公園となる「市街公園」(現在の近隣公園のモデル)として計画されたのが神奈川公園です。

近隣の高島山からの土で公有水面を埋め立て、さらに買収した私有地を加えて昭和2(1927)年に着工しました。

公園の中央に直径32尺(約9.7m)の噴水池や約750坪(約2,480㎡)の子供の遊び場のほか、神奈川会館という食堂、集会所を備えた鉄筋コンクリート3階建ての公会堂が建設されるなど本格的な施設を備え昭和5(1930)年に開園しました。

その後、進駐軍による接収や老朽化による会館の取り壊しを経て現在に至ります。



神奈川公園。左奥の建物は神奈川会館(大正12(1923)年~昭和11(1936)年頃)(2)

山下公園

震災の瓦礫を埋め立てた上に造られている、日本初の臨海公園です。山下町地先は水深が浅く、瓦礫が投げ捨てられてきた幅30間(約50m)の埋立地を活用し、さらに護岸を築造、山手隧道の掘削土砂などを敷き仕上げられました。

公園には30種13,000本以上の樹木や、噴水池、ポートベイスン(船溜まり)などが配置され、昭和5(1930)年に開園。昭和10(1935)年の復興記念横浜大博覧会の会場となり、公園前の海でクジラを泳がせたというエピソードも残っています。その後、ポートベイスンが沈床花壇になるなど幾度かの再整備がなされました。かつてシアトル航路へ就航した貨客船「冰川丸」も公園前に係留されており、名所となっています。



山下公園の造営(大正12(1923)年~昭和11(1936)年頃)(2)

横浜市児童遊園地

元々は学制公布50周年を記念し市が計画した公園で、自然に親しみ健やかな体づくりができる児童のための公園として計画されました。

震災後は市独自の復興事業に位置付けられ早期に整備を行うことになりました。事業費は市内の児童生徒の寄附(1人10銭)や有志の寄附金で大半を賄い、土地所有者からの用地の一部無償提供もあり、昭和4(1929)年に竣工しました。開園後は定番の遠足場所として親しまれました。

戦後は接収され、英連邦戦死者墓地となります。現在の横浜市児童遊園地は、昭和32(1957)年に隣接地を取得し整備された二代目にあたります。



児童遊園地(年不詳)(2)

野毛山公園

もともと野毛山は老松や巨木が多く「野毛の御林」とよばれる景勝地でした。そのため、横浜生糸貿易会の双壁と呼ばれた亀善の原善三郎と野沢屋の茂木惣兵衛など豪商が別荘を構える高級住宅地でした。また、震災復興計画では、市庁舎を関内からこの地に移転する案も検討されていました。

内務省は野毛山公園を中央公園として計画し、原、茂木両家及び隣接する浄水場用地、市長公舎跡地を取得して整備を始めます。大正14(1925)年に都市計画決定(本市最初の都市計画公園)、翌年に野毛山公園として第一期開園しました。園内は日本庭園風で東京も含め最も早く開園した記念すべき震災復興公園でした。昭和5(1930)年に第二期として洋風園地が開園し完成しました。

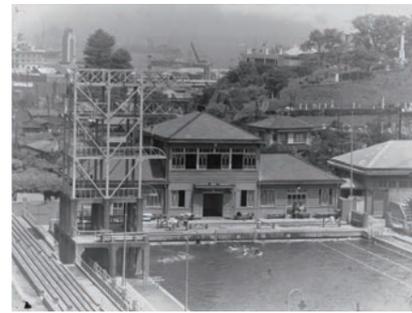


絵葉書 野毛山公園(大正12(1923)年~昭和15(1940)年頃)(2)

元町公園

明治初期、外国人居留地の山手77番では、フランス人ジェラルが湧水を利用した船舶向けの給水事業や西洋瓦の製造をしており、これらの施設は「ジェラルの水屋敷」と呼ばれていました。

震災を機に屋敷の跡地が市有地となった後は、水源を活用したプールの整備が計画されました。復興公園費や昭和御大典を祝い横浜市連合青年団が募った寄附金などを財源に整備し、プールや弓道場を備えた公園として、昭和5(1930)年に開園しました。この公園のプールは日本初の公認プールで当時「横浜プール」と称されました。夜間照明を備えるなど「東洋一」をうたわれていました。当時は湧水を利用したため水温は非常に冷たかったようです。



横浜プール(昭和10(1935)年)(2)



接收された関内地区。左上は横浜公園、その右隣の港町一帯は兵舎地区(昭和22(1947)年)(2)

第二次世界大戦と公園緑地

大正12(1923)年の関東大震災と前後して、都市の拡大に広域的に対処する「地方計画」の考え方が広まり、昭和14(1939)年に「東京緑地計画」が定められます。この計画は日本で最初の広域都市計画といえるもので、東京を中心に神奈川など周辺地域を含めた環状緑地(グリーンベルト)の配置を計画するなど、先進的な内容でした。一方、この時代は昭和6(1931)年の満州事変にはじまり、日本が戦争への道を歩んでいく時代でもあります。昭和12(1937)年に防空法が公布され、空襲への備えが進む中で、公園や緑地に注目が集まります。昭和16(1941)年には防空法が改正され「防空緑地」が定められます。防空緑地とは、空襲被害が出た場合の避難場所、また延焼を防ぐ空地、各種防空基地として使用するための公園緑地で、その配置の多くは東京緑地計画の緑地を踏襲したものでした。

防空緑地は戦後も緑地として残り、公園となっているところも多く、県立保土ヶ谷公園、県立三ツ池公園がその代表例です。このほかに、護国神社外苑を兼ねて整備された三ツ沢公園や本牧公園など市が整備した15公園があります。

昭和20(1945)年に戦争が終結すると、横浜には連合軍が進駐し、焼け残った市街地も接收されます。公園も例外ではなく横浜公園や山下公園などが接收され、将校の住宅に利用されるなど苦しい時代が続きました。

その後、粘り強い交渉によって接收解除が進み、新たに公園として整備される所も出てきましたが、現在も市内には接收されている場所や返還されたばかりの土地も多く、その利用が注目されています(コラム参照)。このように今日の横浜の公園は、第二次世界大戦に大きな影響を受けているといえます。

防空緑地と公園

昭和16(1941)年、防空体制が強化され、陸軍は野毛山公園などを接收、高射砲陣地を構築しました。市も防空緑地として本牧、弘明寺、常盤、神ノ木、綱島など15の「防空公園」を整備しました。この中には子安台、岡村、岸根のように高射砲陣地が築かれ、戦後は進駐軍が接收、さらにその後は陸上自衛隊が使用していた公園もあります。岸根公園は昭和15(1940)年の「紀元2600年記念事業」の一環として市民の健康福祉増進と防空を目的に本格的な総合競技場を備えた公園として計画されました。しかし整備は中断、陸軍の高射砲陣地として接收され、戦後は米軍基地を経て返還され昭和46(1971)年にようやく運動公園として開園しました。



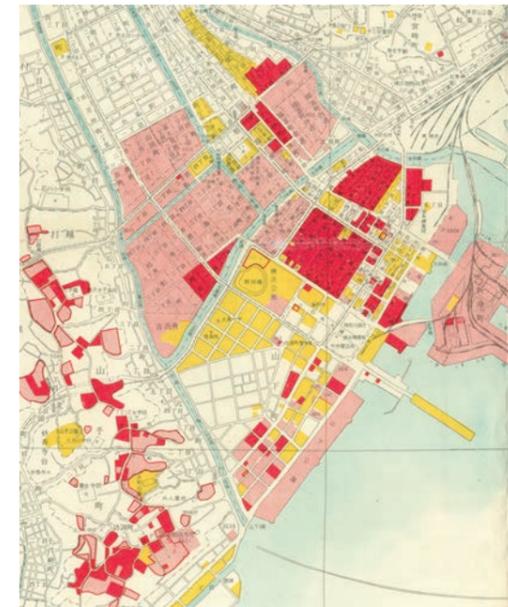
造営中の野毛山高射砲陣地。横浜の市街地が一望できる場所に築かれた(昭和12(1937)年~昭和20(1945)年)(2)

進駐軍による接收と公園

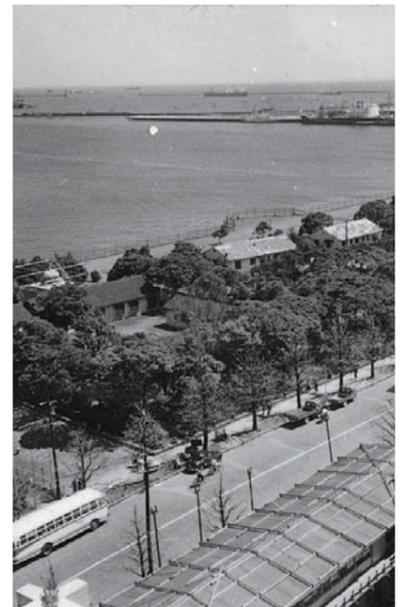
横浜税関にアメリカ第8軍司令部が置かれたこともあり、関内・関外を中心に多くの施設が接收されました。

公園も例外ではなく、山下公園には将校用の住宅が立ち並びました。中央部は昭和29(1954)年に返還されましたが、全面返還は昭和35(1960)年まで待たねばなりませんでした。

横浜公園では、野球場は「ルー・ゲーリック・スタジアム」と改名され、教会(チャペルセンター)や体育館(フライヤーズ・ジム)も建設されました。昭和27(1952)年一部を除き返還されますが、最後に残ったチャペルセンター(現在の日本庭園部分)が返還されたのは横浜スタジアムが竣工する直前の昭和53(1978)年でした。



関内周辺の接收箇所(着色部分)「横浜港隣接地帯接收現況図」(昭和29(1954)年)部分(1)



山下公園の将校用の住宅。写真は返還前に取り壊される前のもの(昭和34(1959)年)(2)

復興と返還地の公園整備

日本貿易博覧会が横浜市と神奈川県の主催で昭和24(1949)年に開催されました。第一会場は返還された野毛山公園で、この時整備された野毛山遊園地(昭和26(1951)年開園)が野毛山動物園の原形となりました。第二会場跡地は一時横浜市役所として使われたのち反町公園として整備されました。昭和38(1963)年開園当初の反町公園はジェットコースターやゴーカートを用意した遊園地的な公園でした。また、博覧会時の芸能館の建物は、その後神奈川スケートリンクとなりました。

この他、市内の大規模公園には軍の用地や進駐軍接收返還地に由来をもつものが多くみられます。港の見える丘公園や、富岡総合公園、野島公園などもその例です。



日本貿易博覧会会場(昭和24(1949)年)(2)



日本貿易博覧会野毛山会場の賑わい(昭和24(1949)年)(2)



反町公園の噴水とジェットコースター(年不詳)



インドゾウ「はま子」の野毛山遊園地入園(昭和26(1951)年)(横浜市立野毛山動物園提供)

Column 03

米軍施設と跡地のこれから

米軍施設は、市のまちづくりにより大きな制約を与えていることから、その返還は市民共通の念願であり、市政の重要課題です。

平成16(2004)年の日米合同委員会において、市内米軍施設約528ha(当時)のうち、7割を超える面積の返還方針が合意されました。その翌年に返還された旧小柴給油施設(金沢区約53ha)は、旧日本海軍の貯油施設を米軍が接收したもので、今も敷地には巨大な燃料タンクが残されています。平成29(2017)年現在、広域公園として都市計画の手続きなどが進められています。

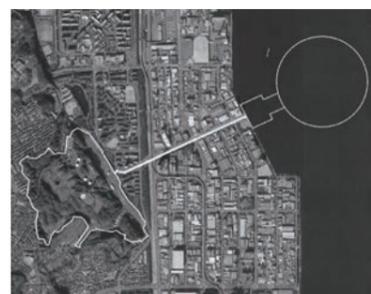
この他にも、返還施設の中には公園緑地としての整備が検討されている箇所があります。旧深谷通信所(泉区約77ha)は旧日本海軍の送信用の通信施設を米軍が接收したもので、送信施設周辺に円形の空地は通信の電波干渉を避けるために設けられたものです。また、旧上瀬谷通信施設(瀬谷区、旭区約242ha)は、米軍の受信用の通信施設でした。広大な敷地が電波障害防止地域に設定され、その地域内の農地では、灌漑・排水設備やビニールハウスなどの設置は認められず、制約の多い農業を強いられました。都市化が進んだ横浜市において、今後これほどの大規模なオープンスペースが新たに生まれるとは考えにくく、魅力ある跡地利用が求められています。



旧上瀬谷通信施設(約242ha)



旧深谷通信所(約77ha)



旧小柴給油施設(約53ha)



緑行政の一本化を目指して日本初「緑政局」誕生

昭和30年代初頭から40年代の高度経済成長期の日本では、三大都市圏を中心に地方から都心への大規模な人口流入が起こり、横浜でも東京のベッドタウン化が進みました。昭和43(1968)年には人口が200万人を突破し、昭和45(1970)年には、1年間で10万人以上の人口(現在の西区の人口と同等以上)が増加しました。そのため、人口増加にインフラ整備が追い付かず、大気汚染、水質汚濁、ごみの増加なども大きな問題となっていました。

緑行政に目を向けると、山林は無秩序に開発され、公園が不足する一方、農地は宅地開発の波に追いやられようとしていました。当時市は、農地を所管する農政局と公園を所管する都市計画局公園部が個別に対応していましたが、こうした急速な社会状況に迅速かつ適切に対応するためには、農地や公園といった枠を超え、「緑」を軸にひとつの

まとまった組織にすることが必要という意見が高まってきました。

昭和46(1971)年、農政局と計画局公園部の合併により緑政局が誕生しました。緑政局は、無秩序な市街化が進み急速に減少する緑に対し、公園、緑地、農地等の緑に関することを総合的に扱い、都市環境の形成に欠かせない緑やオープンスペースとして確保していこうという革新的な発想から生まれました。

また、緑の環境を保全する取組は、行政だけではなく、市民や事業者もそれぞれの立場で持てる力を生かして、より一層の緑の環境をつくり育てることが必要であることから、昭和48(1973)年に「緑の環境をつくり育てる条例」が制定されました。都市における緑の重要性を高らかに宣言したこの条例は、今でも横浜の緑行政の基本となっています。

Column 04



工場緑化の事例(JFEトポみち / 鶴見区)

工場から始まった民有地緑化の取組

緑化という新しい概念の様に思われますが、その歴史は古く、戦前には工場緑化が盛んにおこなわれました。大正期に横浜は工業化が進み、湾岸には大規模工場が集積するようになります。昭和10年代にはこれらの工場の従業員の就業環境改善を目的に、神奈川県の手導により全国に先駆けた積極的な緑化が行われました。

戦後、高度経済成長に伴って公害が社会問題化すると、市は公害対策局(現在の環境創造局環境保全部)を中心に有害物質の排出規制などの対策に乗り出します。緑政局でも緑化による工場の周辺環境の改善を図るべく、国が工場立地法改正(昭和48(1973)年)により同種の規制を設けるの

と同時に、緑の環境をつくり育てる条例に基づく「緑化協議制度」を設け、企業に敷地の一定割合を緑化することを義務付けました。その後、長年に渡る企業の努力により、湾岸部の工場地帯には多くの企業緑地が生まれました。それら緑地は「京浜の森づくり事業」のように、市民に身近に感じられ、生物多様性保全にも貢献する新たな展開を見せています。本制度は平成16(2004)年に一般建築物も対象となるなど改正を重ね、広く緑の街並みや景観をつくることに大きな役割を果たしました。平成16(2004)年に設けられた国の緑化地域制度を市は平成21(2009)年に導入しました。

緑政局の誕生

戦前、横浜市公園を担当する部署は土木局都市計画課公園係でした。戦後、建設局公園課を経て昭和37(1962)年に計画局公園課、さらに時代の要請に合わせ組織が拡大し、昭和41(1966)年に計画局公園部となりました。

一方、戦前の農業担当部署は産業部農政課で、戦後は経済局を経て昭和34(1959)年に独立し農政局となります。昭和33(1958)年には専門職として造園職と農業職が設けられ採用が始まりました。

高度経済成長期になり、緑が急速に減少する中、市は公園や緑地とともに農地を大都市の環境形成に欠かせないオープンスペースとしてとらえ、農政局と計画局公園部を併せさせ、昭和46(1971)年に「緑政局」が誕生しました。緑を総合的にとらえた緑政局の誕生は当時としては非常に革新的でした。

その後、緑政局は民有樹林地の保全や緑化なども含め緑行政を多面的に展開してきました。

平成17(2005)年の組織改編で緑政局は下水道局や環境保全局と合併し環境創造局となりました。



市の緑政に関わる組織の変遷 ※各年とも4月1日時点

緑の環境をつくり育てる条例

制定 昭和48年6月20日

条例第47号

(前文のみ抜粋)

人間は、自然の一部であり、自然から離れては生存することができない。豊かな樹木により形づくられている緑の環境は、市民が健康で快適な生活を営み、子どもたちが活力にあふれ、情操豊かに育つためになくてはならない存在である。しかるに、都市は、好むと好まざるとにかかわらず、反自然的、人工的環境を現出させるものであり、ことに、近時の急激で無秩序な都市化の波は、この傾向をさらに強め、現存する緑の環境を著しく破壊しつつある。ここに、われわれは、それぞれの立場を生かし、おのおの力を結集して、緑の環境をつくり育てることにより、横浜を健康的でうるおいとこいのある住み良い都市とするため、この条例を制定する。



西神奈川公園(神奈川区)(昭和39(1964)年)

急速に進む都市化の中での公園整備

のびのびと遊べる公園は、子供の健やかな成長に欠かせないものですが、それを確保するのは容易なことではありませんでした。

横浜では、東京のベッドタウンとして急速な宅地開発と人口増加が進みました。開発等に関する法令が未整備な昭和30年代は市内すべての区域で開発が可能でした。当時の法令では、住宅を開発すれば当然に必要な道路や下水道、公園等の公共施設や学校、保育所等の公益的施設の整備についての規定は何もなく、自治体の責任において整備するしかありませんでした。そのため、市の財政負担は莫大なものになり、実際の整備も追いついていませんでした。

また、当時は路地・原っぱといった身近な遊び場が次々に失われ「交通戦争」と呼ばれるほど交通事故増加が深刻化・社会問題化して

おり、子供が安全に遊べる場所の確保が強く求められていました。

これに対し、国は昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法を策定し、公園整備を本格化します。市では、これに先立つ昭和43(1968)年に、開発事業者に対して法律の基準以外に必要な公共・公益的施設を整備することを求める独自の「横浜市宅地開発要綱」を定めました。この取組により多くの児童公園が誕生し、子供が安心して遊べる場所を提供することができました。また、全国に多くの類似の制度を生む、先駆的な役割を果たしました。

Column 05



富岡八幡公園こどもログハウス(金沢区)

「プレイパーク」は、泥んこ遊びや水遊び、木工作りやたき火での調理に至るまで、子供が公園で思いき

り遊べるように、子供の責任で自由に遊ぶことを大切に活動です。子供が「やりたい」と思う遊びを自分達の力で実践することで生きる力を育み、健やかに成長してほしいとの願いから、禁止事項を極力なくしています。

公園が子供にとって魅力的な遊び場であり続けるために、横浜市は様々な新しい試みを行ってきました。ここではその一例を紹介します。核家族化が進み地域のつながりが希薄になりやすい中で、異なる年齢の子供が交流し、地域で子供を守り育てる場として「こどもログハウス」が市内全18区の公園に1館ずつ整備されました。雨や炎天下の日でも屋内で遊べるログハウスでは、地下迷路や1階と2階をつなぐダイナミックな遊具で体を存分に動かし、絵本や工作を楽しんだり、子供が思い思いに過ごすことができます。

市はプレイパークを運営するNPOやプレイパークを開催する市民の皆さんと協力しながら、ルール作りや、活動を支えるプレイリーダーの配置、事故防止のための研修など多様な支援を行っており、現在市内24か所に活動が広がっています。他の公園での出前型プレイパークの開催や、公園を子育て支援の場として活用する取組も行われており、地域を巻き込んだ幅広い活動に発展しています。

子供の成長の場をつくる新しい取組

横浜市宅地開発要綱と児童公園

宅地開発要綱は、市北部の大規模開発において、小中学校や都市施設の一部を事業者負担させる覚書を締結したことを参考に制定されたといわれており、「公園、学校などの用地を開発事業者の責任で確保し、提供する。」「公共施設が未整備の地域等の市の方針に合わない開発は認めない。」「要綱に従わない場合、市が協力しないことがある」など、法律の基準を上回る厳しい内容でした。同要綱で事業者が整備した公園、いわゆる「提供公園」は小規模なものが多いものの、現在の市の公園数の約7割を占めています。

また、公園の整備水準を担保するため、昭和47(1972)年の「開発行為における公園・緑地の設置基準」により形状や施設等が定められました。この頃の児童公園の基本レイアウトは弁当箱型と呼ばれ、公園敷地を弁当箱に見立て、広場(ごはん)と遊戯・休憩コーナー(おかず)に分け、外周に植樹帯を配し、広場を大きくとったものでした。

宅地開発要綱による指導内容は平成16(2004)年の「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により条例化され、現在もその仕組みは受け継がれています。



市内の児童公園の様子(昭和30~40年代)

児童公園(街区公園)の整備

横浜の児童公園(現在は街区公園)の開発は、大正10(1921)年開園の翁町公園(中区)より始まります。この公園は大岡川沿いの廃道敷に整備された小公園でしたが、昭和20(1945)年の横浜大空襲で壊滅、復興事業に伴い廃止されました。

昭和21(1946)年、戦災復興土地区画整理事業が始まると児童公園の整備も進みました。昭和40年代頃には公園整備事業に力が入られ、安全な遊び場の確保が進みました。建設省(当時)は昭和47(1972)年、都市公園等整備緊急措置法に基づく都市公園等整備五箇年計画を策定しました。市でもこれに基づく公園整備が行われ、提供公園と合わせて児童公園の充実に図られました。



大口北公園(現在の松見北公園 神奈川区)(昭和36(1961)年)

公園の遊具

公園にはブランコやスベリ台といった遊具がつきものです。昭和40年代当時の公園の遊具は、コンクリートのプレイスカルプチャー(造形遊具)など、設計者の創造性が発揮されたダイナミックなデザインの遊具が多く見られました。こうした個性的な遊具は、「パンダ公園」や「ロケット公園」など、子供が公園につけるニックネームにも使われ、親しまれてきました。

平成19(2007)年に続けて発生した遊具事故をきっかけに、市は点検マニュアルを改正するなど、遊具やベンチなど公園施設全体の安全管理に一層力を入れました。その取組は国の方針の参考ともなっています。



プレイスカルプチャーで遊ぶ子供(昭和42(1967)年)

公園の日常管理

整備された公園を安全で快適なものにするためには施設の点検や補修などが重要です。こうした維持管理を行う部署として公園緑地事務所が設けられ、公園整備員とよばれる市の技能職員を中心に作業を行ってきました。その後、平成16(2004)年の指定管理者制度の導入、平成17(2005)年の身近な小規模公園の区(土木事務所)への移管があり、現在は公園緑地事務所と区の土木事務所が公園の管理を行っています。

維持管理の水準や手法については、昭和59(1984)年に策定された「管理基本計画」に定められました。この計画は施設や財産の管理だけでなく、公園の活用や地域連携の視点を取り入れた当時としては画期的なものでした。



日常の安全管理



泉区和泉町(並木谷)の農業専用地区

全国に先駆けた横浜の「都市農業」

横浜は人口約373万人の大都市でありながら、県内トップの農業生産額を誇ります。「都市農業」という言葉は今でこそ一般的ですが、その成立には横浜の取組も貢献しています。

戦前の市郊外部は農村が広がり、近郊農業が盛んでした。モモやカーネーションなど全国で高いシェアを占めた品目もありましたが、戦後の急速な都市化で農地は減少していきます。そのような中、市は「計画的都市農業」の確立に向けて動き出しました。これは平成27(2015)年に制定された都市農業振興基本法より半世紀も早い取組でした。

昭和43(1968)年に計画的な市街化を図ることを目的とした新都市計画法が制定されると、市はいち早く制度を活用し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分(いわゆる「線引き」)によって農地や山林の面的な保全を図りました。また、農業専用地区の設定や、

「浜なし」で知られるナシの栽培奨励を行いました。

さらに、市民が農に触れたいというニーズに応じ、市独自の「市民菜園」の開設、市民農園整備促進法(平成2(1990)年)による柴シーサイドファーム(P20)の整備、「特区農園」の開設を進めました。

地産地消においても、昭和56(1981)年には野菜等直販推進事業により朝市や直売を支援するなど、早くから取組を開始し、平成18(2006)年には、市民と農の地産地消連携事業方針を打ち出し、地産地消を支える市民の人材育成や地産地消のPR強化に取り組んでいます。

また、平成27(2015)年には都市農業の振興と市民の豊かな食生活の向上のため、「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を施行しました。

このように長年にわたる農業者と行政の取組により、横浜にはまちなかに多くの農地があり、市民の暮らしの一部に農が取り込まれた都市となっています。

新都市計画法と都市農業

昭和45(1970)年に行われた市の「線引き」の原案は、既にある市街地と宅地造成に取りかかっているもの以外は、全て市街化調整区域(市域の45%)にするという大胆なものでした。その後の調整の結果、市域の約25%に減じたものの、東京23区や大阪などの大都市と比べて非常に大きい11,000ha(うち農地3,400ha)が市街化調整区域となりました。

横浜の土地利用の特徴は、農地や樹林地と市街地がモザイク状に入り込んで存在し、共存しているということです。これは、線引きにあたって土地利用状況に応じた区分けが細やかに検討されたことや、市街化区域に囲まれた土地でも、市街化区域に穴をあける形で市街化調整区域としたことに由来します。その後の線引きの見直しの中でも、戸塚区平戸地区で市街化区域を市街化調整区域に編入する「逆線引き」が行われるなど、細やかな土地利用調整が行われています。

このように、横浜での都市計画法の線引き実施は、市街地と農地が近接する、現在の横浜の都市農業の特徴がつけられたターニングポイントといえます。



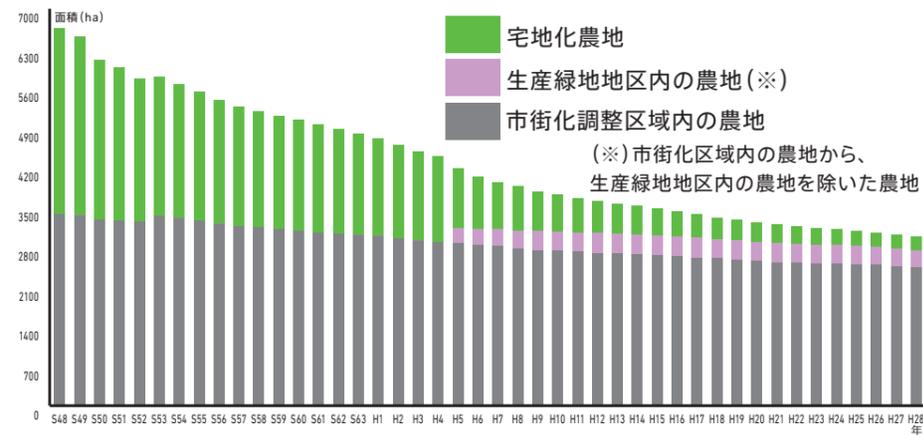
線引き当時の「横浜市の市街化区域・市街化調整区域図」。着色部分が市街化調整区域(広報よこはま昭和45年7月号)



戸塚区平戸地区の市街化調整区域(着色部分)。市街化区域内に穴をあける形で設定されている。また、土地利用状況を細やかに反映し、複雑な形状となっている。



市街地に隣接する農地(戸塚区東保野町)



横浜市での都市計画法の線引き実施は、市街地と農地が近接する、現在の横浜の都市農業の特徴がつけられたターニングポイントといえます。

都市農業の計画的振興

線引きにより一時的に農地は確保できましたが、既に周辺の宅地化が進んだ中で、市街化調整区域内の土地利用をいかに整理、誘導していくかが課題となっていました。そこで市は昭和46(1971)年に農業施策の基本となる横浜市農業総合計画を策定しました。この計画は、都市化のなかでも永続しうる「計画的都市農業」の概念とそれを実現する農業専用地区制度(P20)などについて記したものです。計画に基づいて、農業専用地区に指定された農地では、土地改良事業による基盤整備や、温室団地の設置などの整備事業が行われました。

同時期には、恩田川・谷本川沿岸でのフルーツパーク設定事業(昭和47(1972)年)の実施によるナシ園造成などの農業振興事業を行い、横浜ならではの都市農業の振興を行いました。



フルーツパーク設定事業によるナシ園

市民農園制度のはじまり

市民農園制度は市街化区域内の遊休農地を活用して始まりました。市では昭和46(1971)年に児童向けの「こども農園」、昭和48(1973)年に高齢者向けの「ことぶき花壇」、昭和51(1976)年には区画貸しの「市民菜園」を開設し、まちなかで市民が野菜や草花の栽培を楽しめる場が誕生しました。市民菜園は都市住民のニーズを反映し、昭和50年代後半には約230か所まで増加、申込みが殺到しました。

平成になり、土地価格高騰や市街化区域内農地の宅地並みの課税により、閉園する菜園が増えました。課税負担の軽減と農体験のニーズを両立させるため、農業経営の一環として農家の指導付きで農体験ができる「栽培収穫体験ファーム」が平成5(1993)年に創設され、新しい農体験の場が提供されました。



栽培収穫体験ファーム

特区農園・環境学習農園

平成に入ると担い手不足などから遊休農地の増加が課題となっていました。遊休農地の解消と農体験の推進のため、市は国の「構造改革特区制度」に農地所有者自身が市民農園を開設できるよう規制緩和を求めた「市民利用型農園促進特区」を提案し採択されました。これにより平成15(2003)年に「特区農園」制度が開始され、市内で民間開設の市民農園が増加していきました。

また、市民農園とは別に、児童や園児に米づくりや野菜の収穫などの農体験を自らの農地で指導している農家の方々がいます。市では、こうした農家の有志の活動を支援するため、平成19(2007)年から環境学習や食育の活動を推進することを目的とした「環境学習農園」事業を始め、農園整備や運営の支援を行っています。



環境学習農園

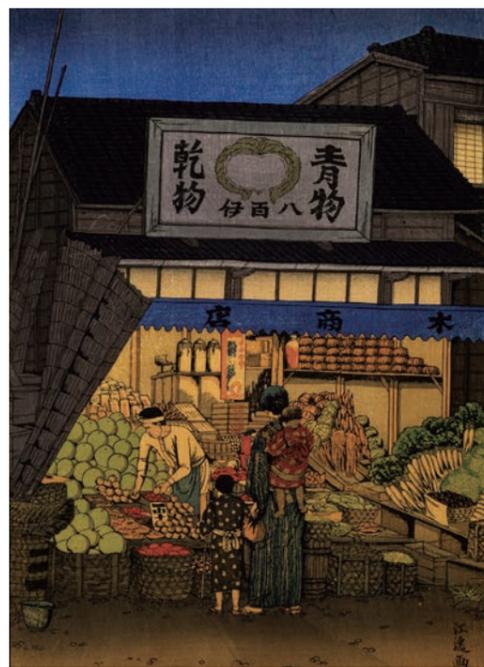
Column 06

西洋野菜は横浜港からやってきた

開国とともに国際貿易港となった横浜には貿易のために来日した西洋人が暮らし始めます。それに伴って彼らの食生活であるパンやビール、アイスクリーム等が横浜から日本に導入されました。その一つが西洋野菜です。トマト、レタス、キャベツ、カリフラワー、ニンジン、イチゴ、アスパラガス等、横浜で初めて作られ横浜に根付いた西洋野菜。そのうち14種は開港150周年を記念し「横浜開港菜」として紹介されています。

イギリスの初代駐日総領事ラザフォード・オールコックが書いた「大君の都」によれば、エドワード・ローレイロが文久2(1862)年に横浜近郊にレタス、パセリ等を導入することに成功したとあります。

開港当時に思いをはせて横浜産野菜を食べてみると、いつもと違った味わいになるかもしれません。



神奈川子安浜所見 八百屋の店 江逸画(昭和6(1931)年)渡辺版画店刊(横浜市開港資料館所蔵)



舞岡公園(戸塚区)

郊外の緑を残す / 横浜の原風景を守る取組

横浜市は昭和14(1939)年まで6回にわたり市域を拡張する中で、里山景観が残る農村地帯を市域に取り込んできました。しかし、昭和30年代以降の宅地開発で、その緑は急速に失われていきました。

こうした急激な緑の減少を食い止めるためには、従来の公園整備とは異なるアプローチが必要でした。そこで、市は昭和40年代、国の制度を活用するとともに市独自の緑地保全制度を創設し、郊外の緑の保全に着手しました。昭和44(1969)年に市南部の円海山周辺の緑地約100haを法に基づく「円海山近郊緑地特別保全地区」として保全します。

また、昭和46(1971)年には「緑地保存特別対策要綱」を制定し、緑地所有者と市の契約により一定期間緑地を保存する「緑地保存地区」と「市民の森」といった市独自の制度を創設します。所有者が土地を所有したまま保全を図るといふこれらの制度は、適用条件の厳しい法制度よ

り柔軟に運用でき、その後の市の緑地保全制度の基盤となっています。この取組は、山林所有者の大半が農家であったことを考えると、早くから農地と緑地を一体的に捉えてきた、緑政局ならではの成果といえます。

また、昭和56(1981)年に策定された「緑の保全と創造に関するマスタープラン」では重点的に保全すべきエリアとして「緑の七大拠点」という考え方が示されました。「緑の七大拠点」はその後、「緑の10大拠点」となり、現在も市の施策において重要な位置を占めています。

一方、農業や公園においても失われつつある郊外部の風景を残す取組が模索されました。昭和62(1987)年に開村した寺家ふるさと村や平成4(1992)年に開園した舞岡公園は、かつての横浜の原風景を保全・復元し、地域や市民が主体となって保全と活用に取り組むなど、新たな手法を確立しました。

Column 07

身近な生物多様性を守る取組

生物多様性という言葉は平成に入ってから使われるようになりましたが、横浜では以前から身近な自然に暮らす生き物に注目し、保全する取組が行われてきました。

昭和50年代には子ども自然公園でホタルなどを保全するための調査や管理が行われました。その後、市の環境科学研究所が身近な生物の生息環境づくりを「エコアップ」と概念化し、昭和61(1986)年には本牧市民公園トンボ池の整備が行われました。トンボという身近な生き物を指標に市民とともに環境を保全する取組は、その後の保全事業にも大きな影響を与えました。

平成に入ると舞岡公園の里山管理や市民の森での活動など市民による森づくりが活発化しました。多様な市民が携わるようになると、活動の目標を共有する必要が出てきます。そこで関係する市民や行政が調査や



豊富な生態系を象徴する猛禽類(ツミ)

議論を重ねて森の将来像を定める「保全管理計画」が策定されるようになりました。また、市の職員の研究による生物生息環境に配慮した管理手法をまとめた「小雀公園管理マニュアル(平成19(2007)年)なども作成されました。また、生物多様性地域戦略として平成23(2011)年には「生物多様性横浜行動計画」が、平成25(2013)年には生物多様性保全や利用者の安全など都市の樹林地保全に必要な技術をまとめた「横浜市民森づくりガイドライン」が策定されました。

こうした取組の積み重ねで、横浜は大都市でありながら身近に生き物を感じられるまちになりつつあります。横浜の生物多様性は、必ずしも珍しい種類ばかりではありませんが、横浜の風土が育んできたひとつの「歴史」であり、次世代に引き継いでいきたいもののひとつです。

近郊緑地特別保全地区

市南部の栄区と磯子区、金沢区にまたがる円海山周辺の緑地は、昭和14(1939)年の東京緑地計画で鎌倉景園地の一部に位置付けられるなど重要な緑地でした。そのため、そのうち約100haを昭和41(1966)年に施行された首都圏近郊緑地保全法に基づく、円海山近郊緑地特別保全地区として昭和44(1969)年に都市計画決定し、永続的に保全しました。その後、同地区を瀬上・水取沢の市民の森にも指定し、市民の憩いの場となっています。

以降、長らく近郊緑地特別保全地区の指定はありませんでしたが、平成22(2010)年に大丸山、平成24(2012)年に公田の2地区をそれぞれ近郊緑地特別保全地区として都市計画決定しました。



円海山近郊緑地特別保全地区

水と緑の基本計画と10大拠点

緑のマスタープランは平成9(1997)年の「緑の基本計画」を経て平成18(2006)年に「水と緑の基本計画」となり、公園や緑地・農地に加えて河川や下水といった水環境に関する計画も合わさりました。その他、流域単位で目標像を定めるなど、より総合的に都市の環境を捉えた施策展開が可能になりました。

また、水と緑の基本計画の実行計画である「横浜みどりアップ計画(計画期間: 26-30年度)(P27)」から、従来の「緑の七大拠点」に河川沿いの樹林地・農地が残る3地点が加えられ、「緑の10大拠点」となりました。

基本計画は平成28(2016)年に改定されました。



緑の10大拠点

市民の森と緑地保存地区

近郊緑地特別保全地区は担保性の高い制度でしたが、適用条件が厳しく利用が限定的であることから、土地所有者の事情や意向に柔軟に対応できる制度が求められていました。そこで昭和46(1971)年に、市独自の制度として「横浜市緑化対策事業基本要綱(その後の緑地保存特別対策要綱)」による「市民の森」と「緑地保存地区」を創設します。どちらも10年単位で土地所有者と保全契約を結び、固定資産税の減免等をする制度です。特に市民の森は大規模な緑地を対象にし、市民の憩いの場として散策路等を整備することで、保全された緑を多くの人が親しむことができます。両制度とも、制定から40年経った現在も市の緑地保全制度として運用されています。



市民の森第1号の飯島市民の森(栄区)

横浜ふるさと村

都市化が進む横浜にあっても、長く農業が営まれ、地域の文化や樹林地と一体になった農景観が継承されてきた地域があります。こうした地域の特性を継承し、地域を盛り立てながら広く市民にも親んでもらう制度として昭和58(1983)年にふるさと村がスタートしました。現在、青葉区の寺家(昭和62(1987)年開村)と戸塚区の舞岡(平成9(1997)年開村)の2か所が指定されています。

ふるさと村では案内所を中心に、樹林地での散策やみそ造りといった体験教室や、地域でとれる農産物や炭、地元産のハム等の加工品を購入できる直売所があるなど、それぞれの地域で、特徴のある豊かな資源を生かした取組がなされています。



寺家ふるさと村(青葉区)

緑のマスタープランと七大拠点

昭和56(1981)年に策定された「緑の保全と創造に関するマスタープラン(緑のマスタープラン)」は、市の緑の取組を総合的に取りまとめた最初の計画です。

プランでは、都市の歪みを矯正し、魅力的な都市像を確立するためには、緑の果たす役割が重要であるとし、「緑の保全」「公園の整備」「緑の創造」を中心に事業に取り組むこととしました。

特に、大規模な緑地が残る、奈良、三保・新治、川井・矢指、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山、小柴・富岡・金沢の各地区を「緑の七大拠点」として重点取り組み地区に位置付けたことは、市のまちづくりに大きな影響を与えました。



七大拠点「川井・矢指地区」の森(旭区)

舞岡公園

平成4(1992)年に開園した、横浜の伝統的な谷戸(丘陵地にできた浅い谷地形)の景観が残る公園です。

当初は谷戸を埋めてテニスコート等の運動施設を設けた公園として計画されました。しかし、舞岡の水と緑に関心を持つ市民団体の活動などもあり、周辺の農地や山林と一体化した特性を生かし「少し前の時代の横浜の失われた郷土文化を残す」という形での見直しが行われました。

雑木林や谷戸に水田が広がる光景は、まさに横浜の郊外の原風景と言えるもので、市民団体とのパートナーシップで維持管理を行うなど、公園としてふるさとの景観を守る新しい手法を示したといえます。



舞岡公園(戸塚区)



川崎市有馬上空から見た港北ニュータウン予定地(昭和53(1978)年)(独立行政法人都市再生機構提供/横浜市都筑図書館所蔵)

新しいまちをつくる / 六大事業と緑

昭和30年代の横浜は人口の急増と乱開発が問題になる一方で、中心市街地の復興は遅れ、都市の基盤施設の整備も不十分でした。このような中、市では昭和40(1965)年に「六大事業」をスタートさせます。六大事業は、特定の基幹の事業を選定し、それらを戦略的・重点的に遂行することで、都市全体の基盤と骨格を整え、健全な都市としての発展を図る大プロジェクトで「都心部強化事業」「港北ニュータウン事業」「金沢地先埋立事業」「高速鉄道(地下鉄)建設事業」「高速道路網建設事業」「横浜港ベイブリッジ建設事業」からなっていました。中でも港北ニュータウン事業と金沢地先埋立事業はその後の計画的なまちづくりにおける緑とオープンスペースのありかたに大きな影響を与えました。

港北ニュータウン事業は乱開発が進む中で先手を打って計画的なまちづくりを行うもので「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加のまちづくり」を

基本理念として「グリーンマトリックスシステム」「農業専用地区」「申出換地」といった新しい仕組みを導入し、緑豊かで魅力的なまちをつくり上げました。

一方、金沢地先埋立事業は、六大事業のひとつである都心部強化事業に伴う市中心部の工場移転用地造成を主な目的として進められました。

金沢地先は当時の横浜に残されていた最後の自然の海岸線でしたが、既に民間会社が埋立てを計画していたことから、市が総合的な視点をもって事業を行うこととしました。

埋立地には、移転した工場が立地する工場地区と、そこで働く人々のための住宅地区「金沢シーサイドタウン」が配置され、職住近接のまちづくりが行われました。また、失われた水辺を復元するため、浜辺のある海の公園、人工島(現在の八景島)が配置されました。さらに、周辺の農地は柴シーサイドファームとして整備され市民が農に触れ合う場となっています。

グリーンマトリックスシステム

港北ニュータウン(都筑区)のまちづくりの大きな特徴は、造園家の田畑貞寿の提案による「グリーンマトリックスシステム」です。これは地区内の緑道を主骨格とし、そこに公園緑地や歩行者専用道路等の公共の緑、集合住宅や学校、企業用地等の民有の保存緑地や、遺跡、水系等を連続させ、農業専用地区をモザイク状に配し、地区の空間構成の要としたものです。

骨格を形成する緑道は5系統あり、主としてかつて谷戸であった位置に設けられ、総延長は15kmにもなります。緑道自体の幅は10~40mですが、緑道を中心として集合住宅や学校等の保存緑地が配置され、これらを含めると幅が100m以上にもなる広大な緑地空間となっています。また、谷戸の景観を再現するため「せせらぎ」や「池」も配置されています。緑道は主要道路と完全に分離され、歩行者は車道と交差することなく安全に利用することができると同時に、災害時の避難路としても機能します。

グリーンマトリックスシステムによって、現在も港北ニュータウンは質の高い住環境を保っています。



出典「港北ニュータウンGREEN MATRIX SYSTEM グリーンマトリックスシステムによる緑の保全と活用」独立行政法人都市再生機構作成

港北ニュータウンと農業専用地区

横浜市の特徴的な都市農業施策である「農業専用地区(P16)」は港北ニュータウン計画とともに誕生しました。

昭和43(1968)年に「港北ニュータウン地域内農業対策要綱」が制定され、地元組織との度重なる協議の末、集合農業用地を希望する地権者を集約し、昭和44(1969)年に6地区230haの農業専用地区を指定し、振興策を展開しました。

従来の現位置換地による土地区画整理だけでは困難だった大規模な土地集約を可能にしたのは、地権者が希望する土地を換地する「申出換地」という手法です。この手法はニュータウン事業全体にも用いられ、事業の推進に貢献しました。その背景には農業施策を通して培われた農家(土地所有者)と緑政局との信頼関係がありました。



港北ニュータウン内の農業専用地区

海の公園と金沢緑地

海の公園(金沢区)は、沖合の八景島(人工島)とともに海洋レクリエーション拠点として整備され、昭和63(1988)年に開園しました。砂浜造成は、当時の最先端の知見をもとに勾配や幅が決定され、千葉県山砂110万㎡が使われました。整備後はアサリをはじめとする干潟の生物が自然発生し、現在は潮干狩りシーズンである5月には20万人以上で賑わう、横浜を代表する行楽地のひとつです。

金沢緑地は、職住近接のまちづくりに欠かせない緩衝緑地です。騒音防止、大気浄化等の効果に加え広場や園路を配して市民の憩いの場とすることも目指して整備されました。植栽には地域の気候に適した樹種が選ばれ、今では立派な森となっています。



埋立地上空から見る海の公園と金沢緑地(横浜市金沢図書館所蔵)

柴シーサイドファーム

起伏に富む急傾斜地に小規模農地が点在していた金沢区柴地区では、農家からの基盤整備の要望と、市民が農作業を体験できる場の創出の需要を満たすため、平成3(1991)年から土地改良による基盤整備と、本市唯一の市民農園整備促進法による大型市民農園の整備を行い、平成10(1998)年に農業協同組合(旧JA横浜南)を運営主体とした市民農園、「柴シーサイドファーム」が開園しました。

市民農園の周辺の農地では、地元農家によるジャガイモ掘りやミカン狩りの体験の場の提供や、農産物の直売など、地域ぐるみで農に触れ合える場として市民に親しまれています。



金沢シーサイドファーム

Column 08

「緑の軸線構想」と変わり続ける大通り公園

大通り公園(中区)は、六大事業のひとつ「都心部強化事業」において、都心部の魅力を高める「緑の軸線構想」の中核となる公園として計画されました。一時は首都高速道路の整備に伴い、公園上部を高架道路が縦断する計画となっていました。また、国との調整の結果、高速道路の地下化やルートの見直しを行い、オープンスペースを確保したもので、昭和53(1978)年に竣工しました。

関内側から石の広場、水の広場、みどりの森の3つのゾーンで構成され、設計には建築家の進藤廉が関わりました。石の広場には屋外ステージがつけられ、スプリングフェアや出初式等のイベントが活発に開催されました。このステージには横

浜スタジアム整備に伴い取り壊された横浜公園野外音楽堂の代替機能もあつたといえます。水の広場には大型の水景施設や壁泉があつたほか、寄附金をもとにロタン、ムーア、ザッキンの彫刻が置かれました。これらの彫刻はパブリックアートの先駆的事例になりました。

横浜のまちづくりでは開園までの苦労が頻りに語られる大通り公園ですが、その後、周辺の住宅地化などでイベント利用が難しくなってきたことや、施設の老朽化もあり魅力が低下した時期もありました。そのため、平成11(1999)年からの4年間と、平成22(2010)年には、当初の設計思想やコンセプトを受け継ぎ、時代や周辺環境の変化に合わせてリニューアルしました。



大通公園とロダン作「瞑想」



庭園とともにイギリス総領事公邸時代の雰囲気伝える横浜イギリス館(中区)

横浜らしい景観を創る多様な緑

「横浜らしい」景観として、歴史や西洋文化を感じさせる建物群や、港や運河といった水辺の風景が頻繁に取り上げられます。

市では昭和63(1988)年に文化財保護条例及び歴史を生かしたまちづくり要綱を施行し、歴史的建造物の保全活用を進めています。開港と居留地の面影を伝える山手地区の西洋館や、昔話の世界にタイムスリップしたかのような古民家、船舶の建造・補修に使われたドックや鉄道関連遺構等が、公園や港湾緑地の中で保全されています。

横浜の歴史的建造物の保全は活用とセットで考えられているのも特徴で、西洋館ではコンサートや結婚式が人気を呼んでいるほか、古民家では地域の伝統行事が行われています。また、周辺の公園と一体的な景観を創ることで、その建物が建てられた時代の雰囲気を感じることができる空間となっていることも大きな魅力です。

一方、六大事業(P19)による港湾機能移転(新旧市街地を分断していた現みなとみらい21地区の造船所や棧橋、倉庫などの移転)に伴い、海岸沿いにプロムナードや緑地を整備するなど、それまでは工場など企業活動に使われていた海辺を市民に開放していく取組も進めています。潮風を感じながらまち歩きを楽しめることから、今ではみなとみらいや新港は横浜を代表する観光地となっています。

また、横浜は河川や運河の多い都市でもあります。多くの河川や運河、水路は高度経済成長期にコンクリート護岸に固められてしまいました。しかし、昭和50年代後半以降、これらを都市に残る貴重なオープンスペースとして再評価し、自然環境回復や親水空間の整備等が行われています。

このように公園や緑は横浜らしい景観を創り、都市に個性を与えることにも大きく貢献しています。

山手西洋館

外国人居留地だった山手地区には、西洋の街を思わせる洋館が多く残っています。旧イギリス総領事公邸を昭和44(1969)年に市が取得し、隣接する港の見える丘公園の拡張部「横浜イギリス館」として公開したことが公園での西洋館保全の始まりです。

その後、元町公園、山手イタリア山庭園を加えた3公園に7つの西洋館を現地保存または移築保存しています。平成9(1997)年に移築された明治政府の外交官内田定植氏の邸宅は「外交官の家」として国の重要文化財に指定されています。

これら西洋館は、山手地区の魅力であり、横浜を代表する観光地となっています。



外交官の家(中区) 撮影/森 日出夫

古民家を生かした公園

公園内の古民家の保全や、他所から公園内に移築して地域の歴史を継承しています。建物として保存するだけでなく、地域住民を中心に運営組織をつくり、伝統行事や様々なイベントを通して地域コミュニティの拠点にもなっています。

先駆けとなった、みその公園横溝屋敷(平成元(1989)年開園、鶴見区)は、横溝家の屋敷の寄贈を受け、周辺の景観とあわせて公園として保全することで、地域の歴史と文化を学ぶ貴重な場となっています。他に、天王森泉公園(泉区)、長屋門公園(瀬谷区)、都筑民家園(都筑区)、舞岡公園(戸塚区)など多くの公園で古民家が保存活用されています。



地域の伝統行事などが行われる長屋門公園(瀬谷区)

グランモール公園

六大事業(P19)に伴い造船所が移転した跡地は関内関外地区と横浜駅周辺を繋ぐみなとみらい21地区として生まれ変わりました。みなとみらい21地区は新たな横浜らしさの象徴ですが、その歩行者ネットワークの中心に位置し、ビルの合間に潤いを与えているのが平成3(1991)年開園のグランモール公園(西区)です。ランドマークタワーをはじめ商業・業務施設や横浜美術館のエントランスが公園側に位置し、公園と建物敷地が一体的な空間を形成していることが特徴です。

平成27(2015)年からは「憩いと賑わいのあふれる公園」を目指し、リニューアル整備が行われました。



リニューアルされた美術の広場©Forward Stroke Inc.

水辺を身近に感じるみどり

海と港のイメージが強い横浜ですが、実際には港湾施設や工業用地で占められ、市民が実際に水辺を感じられるのは山下公園(P8)程度でした。

六大事業で港湾機能が移転すると、みなとみらい21地区など内港エリアの水辺は臨港パーク(昭和63(1988)年開園)などの港湾緑地として開放されました。

その後も明治期の貨物線の一部を生かした汽車道(平成9(1997)年)や明治大正期の保税倉庫の再生にあわせて整備した赤レンガパーク(平成11(1999)年)など個性的な空間が誕生しました。開港150周年を迎えた平成21(2009)年には象の鼻パークが開園しました。象の鼻地区は横浜港で最初に波止場が設けられた場所で、日本大通りの「緑の軸」と山下公園から臨港パークに至る「ウォーターフロント軸」の交わる重要な場所です。

身近な水辺である河川についても、和泉川(瀬谷区〜戸塚区)、いたち川(栄区)などで多自然川づくりが取り組まれるなど、生物多様性や景観に配慮した取組が進められています。



まちの骨格をつくる公園緑地



象の鼻パーク(中区) 撮影/森 日出夫



いたち川(栄区)再整備前 昭和57(1982)年



いたち川(栄区)再整備後 平成27(2015)年



汽車道(中区)

Column 09

横浜の都市デザインと景観まちづくり

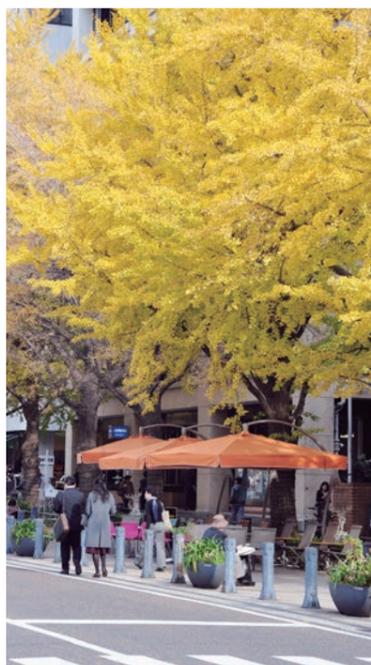
横浜市は昭和40年代半ばから独自に都市デザイン行政を推進してきました。その取組はデザインの調整やまち並み誘導だけでなく、緑の軸線構想(P19)や、歴史的建造物の保全など緑行政とも密接にかかわり、横浜のまちを個性あるものにしてきました。

そうした事例の一つに山下公園世界の広場(昭和63(1988)年)があります。世界の広場は公園地下に下水ポンプ場を整備することになったのをきっかけに、公園駐車場を整備、さらに屋上を緑化して庭園としたものです。公園の整備にとどまらず、向かいにある横濱人形の家、堀川を挟んで対岸にある港の見える丘公園を「ポーリン橋」「フランス橋」の2つの橋で繋ぎ

歩行者ネットワークを構築しており、都市デザインの取組と公園が連携した好事例といえます。

その後、平成17(2005)年6月に景観法ができたことを契機に平成18(2006)年4月に「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)」を施行し、関内地区、みなとみらい21地区(新港地区含む)での規制・誘導のほか、創造的協議を促す仕組みを設けるなど、積極的な景観形成に取り組んでいます。

日本大通り(P6)では、道路の再整備(歩道の拡幅、ストリートファニチャーの高質化等)、景観制度等を活用し沿道建物の高さ、セットバック、賑わい形成等を規制・誘導しています。また、沿道事業所等で組織する「日本大通り活性化委員会」でオープンカフェ常設、イベント誘致なども行っています。人の営みや沿道建築物まで一体となった取組を展開することで良好な景観が創られているのです。



景観重要樹木になっている日本大通のイチヨウ並木とオープンカフェ(中区)



市民の力で森を守る(追分・矢指市民の森愛護会)

楽しむ・学ぶ・守る / 横浜の市民力

市民と行政がともに取り組む「市民協働」の概念は、現在では広く受け入れられています。横浜ではそれ以前から数々の先駆的な取組がなされてきました。

中でも、地域住民で結成される「公園愛護会」は昭和36(1961)年の制度開始以来、市内の約9割の公園で結成され、日常的な管理を担っています。この結成率は全国的に見ても高く、市民の暮らしに公園や緑が息づいている横浜の特色のひとつです。

市民の森(P18)などの樹林地では、開園当初から樹林地の所有者や周辺住民による愛護会が管理をしてきました。平成になると、樹林地の所有者や周辺住民以外の市民の間でも樹林地の保全に対する関心が高まり、活動を行うようになりました。平成8(1996)年に、市内で森づくり活動をする市民団体が母体となり「よこはまの森フォーラム実行委員会」が発足。平成14(2002)年には「森づくりボランティア団体育成・支援要綱」が策定され、各

種支援の取組が始まるなど、現在に至る市民参加の仕組みが整いました。

農の分野では、都市農業の確立を目指す中で早い時期から様々な形で市民が農家と関わってきました。昭和45(1970)年頃からは、野菜の直売会やナシのもぎ取りで農家と市民との交流が行われてきました。それ以降も市民菜園の開設(P16)など、市民が農にふれあうことができる取組が進められました。現在では地産地消を市民に広げる「はまふうどコンシェルジュ」の活動や、農業生産に市民の力を生かす「援農」も展開されています。

新たに緑を作り出す緑化の分野では、市が公共施設の緑化を進めるだけでなく、市民が主体となって住宅など身近な空間の緑化を推進してきました。また、市はその取組を支援してきました。

このように、様々な場面で高い評価を得ている横浜の「市民力」は、緑分野でも大きな力を発揮しています。

Column 10

野毛山からズーラシアへ 横浜の動物園

横浜は3つの動物園があります。が、そのすべてが都市公園内に設けられています。

横浜の動物園の歴史は昭和24(1949)年、野毛山公園で日本貿易博覧会(P10)を開催し、その一角に動物を展示したことに始まります。昭和26(1951)年4月には遊園地を併設した野毛山遊園地として動物の展示を続け、遊園地廃止後は順次動物舎を増やし昭和47(1972)年に野毛山動物園となりました。長い歴史を持つ野毛山動物園は親から子、子から孫へと世代を超えて親しまれています。

金沢動物園は金沢自然公園の動物園区として計画されました。「生態系」という概念をいち早く取り入れたことが特徴でした。このコンセプトと野毛山との区別化から専門的動物園をめざし、希少草食動物を無柵放養式で展示すること



よこはま公園ズーラシア(旭区)の「サバンナゾーン」

開園後は理解が進み、今では全国各地の動物園の改修のモデルとなっています。平成27(2015)年には、日本で初めて肉食動物と草食動物を一緒に展示する「サバンナゾーン」が開園しました。

公園愛護会制度

公園愛護会は身近な公園の管理、活用について中心的な役割を担う地域のボランティア団体です。活動内容は、清掃や草刈り、花壇や低木の手入れといった美化活動、利用マナーの啓発の他、子供と一緒に活動したり、地域イベントを積極的に行ったりする愛護会もあり、活動を通して参加者同士の交流や健康づくり、子供の見守りなどにも役立っています。

市の公園担当者が「公園は地域の鏡」と言うように、いつも清潔に保たれ子供からお年寄りまで様々な世代で賑わう公園には、活発な公園愛護会があり、それを支える地域の方がいます。

平成17(2005)年には、さらなる活動の活性化を目指して制度を見直し、公園愛護会の運営を支える市の職員「維持管理支援班」と「公園愛護会コーディネーター」が置かれました。維持管理支援班は、公園に出向いて愛護会に中低木の刈込法を教えるなどの技術的な支援を行います。公園愛護会コーディネーターは市内全18区に置かれ、公園愛護会から寄せられる相談等を基に、支援メニューの提案や活動のアドバイス、地域への働きかけなどの活動支援をしています。



花壇の手入れ



堆肥づくり



中低木の刈込



公園でのイベント



維持管理支援班による技術支援



公園愛護会PRキャラクター「あいごぼん」を活用した普及啓発

森づくりと市民参加

市民の森やふれあいの樹林などでは、多くの市民が愛護会や森づくりボランティアとして清掃などの日常の維持管理や「森づくり活動」を行っています。

森づくり活動は、一般にイメージされる間伐や下草刈りといった保全作業だけでなく、動植物の調査や作業で出た間伐材の活用など多岐にわたり、ボランティア各々の得意分野や関心のある分野で活動しています。また、イベントや観察会、マナー啓発などを通して、ひろく市民に森の魅力を伝え、担い手のすそ野を広げる役割も果たしています。

こうした活動は、行政による管理では行き届かないきめ細かな管理を可能にすることから、横浜の森づくりには欠かせないパートナーとなっています。



森の保全活動の様子(新治市民の森愛護会)

「援農」の取組

平成5(1993)年、労働力不足の農家に市民の力を「援農」として活用しようと、市は人材育成講座を開始しました。農業に関心のある市民が農作物の栽培基礎を学び、講座修了後に援農するという仕組みです。平成14(2002)年には、講座修了生で構成する援農団体「横浜農と緑の会(通称:はま農業)」が設立され、それまで農とのふれあいを楽しむ立場にいた市民が、農業生産に直接関わって応援する立場になりました。

農作業を通して、生命を育む活動に参加する市民は、横浜の農業を支えるとともに、自らも土と心を耕す充実感を得ています。



援農の様子

緑化と市民参加

横浜市では、早くから緑化を希望する市民の取組を支える事業を行ってきました。

昭和41(1966)年、子供の誕生を記念して木を植える「おぎゃあ植樹」が始まります。昭和52(1977)年には、対象を人生の節目に広げ「人生記念樹」となります。

昭和59(1984)年、市民や企業からの寄付を積み立てる「よこはま緑の街づくり基金」発足を機に、横浜市公園協会が改称し、「横浜市緑の協会」が発足。基金を活用し緑化に取り組む団体の支援を開始しました。

開港150年を控えた平成18(2006)年から開始された「150万本植樹行動」では4年間で市民行政合わせて180万本の木々を植えました。



150万本植樹運動の様子



アメリカ山公園(中区) (写真提供 アメリカ山公園パートナーズ)

あらたな手法・あらたな賑わい

公園やオープンスペースの役割は普遍的なものです。手法は時代とともに移り変わっていく部分もあります。近年、公園に限らず「民間活力の導入」として民間事業者の柔軟な発想や資金を活用し、より魅力ある空間を創っていくという動きが盛んです。また、法制度の改正などにより、従来は整備が難しかった条件でも公園が整備できるようになりました。横浜市では、こうした新しい手法や制度を積極的に用いることで、公園の魅力を高めるだけでなく、まちの課題の解決にも繋げていきました。

山下公園レストハウスでは、公園内にコンビニエンスストアを設けるという、当時では前例のない民間連携の取組として注目されました。売店としてコンビニエンスストアを出店するだけでなく、事業者の提案によって子供も遊べる休憩スペースの設置や、観光客向けの情報の提供や横浜みやげの販売等を付加し、魅力ある空間を形成しています。

アメリカ山公園は、平成16(2004)年の都市公園法改正で新たに設けられた立体都市公園制度を活用し整備されました。増改築した駅舎上部を公園区域にするとともに、これに隣接する緑地を公園として一体的に整備し、地区の回遊性の向上とオープンスペースの確保を同時に実現しました。公園区域の建物内には便益施設を設け、地域の魅力向上や駅前拠点としての賑わいを創出するために、公園全体の運営を行う管理運営事業者がテナントを誘致しています。

また、今では当たり前になっているネーミングライツを公園としていち早く導入したのが新横浜公園内にある日産スタジアム(横浜国際総合競技場)です。日本最大規模を誇るこの競技場は、管理運営に多くの費用が必要なことからその検討が始まりました。その後、市では、ネーミングライツを「横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組」として進めており、ニッパツ三ツ沢球技場(三ツ沢公園球技場)など、4公園で実施しています。

Column 11

横浜の公園とスポーツ

日本におけるテニス発祥の地となった山手公園や、横浜スタジアムのある横浜公園以外にも、横浜の公園とスポーツの関係には深いものがあります。

三ツ沢公園は昭和24(1949)年に「第4回国民体育大会」のバレーボール会場として開園しました。昭和30(1955)年には、「第10回国民体育大会」のメイン会場、昭和39(1964)年には「東京オリンピック」のサッカー会場、昭和54(1979)年にはサッカー「FIFAワールドユース選手権」会場になりました。また、サッカーJリーグでは平成5(1993)年の開幕から使用され、現在横浜FC、YSCC、横浜F・マリノスのホームグラウンドです。また、全国高校サッカー選手権やラグビートップリーグなども開催されています。フィールドとスタンドが近く、臨場感や一体感が大きな魅力です。

新横浜公園の横浜国際総合競技場(日産スタジアム)は、国内最大級の70000席(ワールドカップで20000席追加し現在は72000席)収容の総合競技場として、平成10(1998)年にサッカー「ダイナスティカップ」年にサッカー「ダイナスティカップ」日本対韓国戦でオープンし、「第53回神奈川国体秋季大会」のメイン会場となりました。

2002年FIFAワールドカップでは、日本のFIFAワールドカップ初勝利を含めた3試合とブラジル対ドイツの決勝戦が行われ、大会は横浜で幕を閉じました。質の高い芝の管理には定評があり、FIFAクラブワールドカップや国際陸上大会、Jリーグ、ラグビーなど多様なスポーツの舞台になつており、Jリーグの横浜F・マリノスのホームグラウンドとしても市民に親しまれています。



三ツ沢球技場(神奈川区)での高校サッカー

公民連携による賑わい創出

都市公園法の設置管理許可制度は公園管理者以外が公園施設を設け管理することを可能にする制度です。市はこの制度を活用して民間事業者による公園の賑わいづくりを行ってきました。山下公園レストハウスは当初、自動販売機が置かれた無料休憩スペースとしてオープンしましたが、平成19(2007)年に株式会社ローソンによるハッピーローソン山下公園店としてリニューアルしました。

民間事業者が収益を上げつつ、公園やまち全体の魅力向上や行政の維持コストの低減につなげる取組は、その後の全国での同様の取組のモデルとなりました。



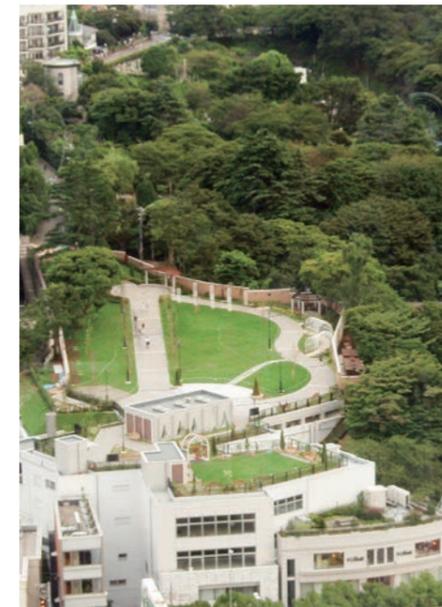
ハッピーローソン山下公園店(中区)

日本初、立体都市公園制度の活用

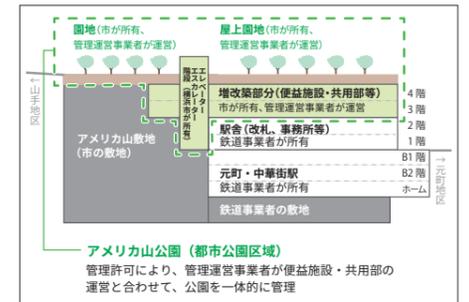
平成21(2009)年開園のアメリカ山公園は、立体都市公園制度を活用し、整備された公園です。

元町、山手両地区は横浜を代表する観光地ですが、高低差のため地区間のアクセス改善が求められていました。そこで、斜面下の元町側に位置するみなとみらい線元町・中華街駅を2階から4階建てへ増改築し公園区域にするとともに、これに接する斜面上の山手地区の緑地とを一体的に公園として整備することで、公園を介して元町地区から山手地区までが容易に行き来できるようになりました。

芝生や草花、市の花「バラ」を中心とした西洋庭園として整備され、地区の環境に調和した観光の玄関口となっています。



アメリカ山公園(中区)



アメリカ山公園管理のスキーム

ネーミングライツ「日産スタジアム」

平成10(1998)年3月に供用開始した横浜国際総合競技場は、2002年FIFAワールドカップの決勝会場となったことで脚光を浴びました。ワールドカップの決勝会場になったことは、横浜国際総合競技場の知名度を世界的に高めました。

この価値を活用するため、当時は例の少なかったネーミングライツに取り組むこととし、企業への積極的なセールス展開を行いました。しかし粘り強い交渉の結果、日産自動車株式会社が本社機能の横浜移転を機にスポンサーとなり、平成17(2005)年に、横浜国際総合競技場は「日産スタジアム」になりました。



2002年FIFAワールドカップ



横浜みどりアップ計画で新たに保全された今宿市民の森(旭区)

緑豊かなまちを次世代へ / 横浜みどりアップ計画

横浜市は緑に関する様々な施策を行ってきましたが、緑の減少が続いていたことから、その減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に引き継ぐため、平成21(2009)年にそれまでの取組を強化した5か年計画「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定しました。

計画は「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野からなり、緑地保全制度(P17)を活用した樹林地の保全や、森の維持管理、水田の保全や農園の開設、地域での緑の創出などの取組が盛り込まれました。

計画の最大の特徴は、課税自主権を活用した「横浜みどり税」が財源として導入されたことです。税の導入にあたっては、市会でも様々な議論が行われました。そして、緑の減少に歯止めをかけることは横浜にとって喫緊の課題であり、そのためにはしっかりと財源が必要であ

るとして、附帯意見が付されたうえで「横浜みどり税条例」が可決されました。税の導入に合わせて、計画への評価、提案、市民への情報提供を行う市民参加の組織、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」も設置されました。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)が着実な成果を上げたこと、緑の保全・創造には継続的な取組が必要であることから、成果の出た取組を継続・発展させるとともに、市民が「実感できる」緑の創出などを強化するなど、「横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)」が平成26(2014)年に策定され、みどり税の課税期間が延長されました。

横浜みどりアップ計画は全国的にも類がない取組であり、市民と行政、公園と農など垣根を越えて取り組んできた横浜の緑政策のひとつの集大成といえます。

Column 12



未来のバラ園(中区山下公園)



「彼我庭園」の灯籠(中区横浜公園)

全国都市緑化よこはまフェア ガーデンネットワーク横浜2017

都市緑化フェアは緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、国土交通省の提唱により昭和58(1983)年から全国の都市で開催されている行事です。横浜市はこれまで、様々な緑施策に取り組んできましたが、開催の機会に恵まれず、33回目にして初めての開催となりました。よこはまフェアは、「歴史と未来の横浜・花と緑の物語」をテーマに、これまで横浜が培ってきた歴史と文化や横浜みどりアップ計画などの緑の取組の成果を発信する機会となりました。

都心臨海部の「みなとガーデン」では都市公園だけでなく、日本大通(P6)や港湾緑地(P22)である象の鼻パークなども会場に、様々な種類の球根を混ぜ合わせ景色の移り変わりが楽しめる「球根ミックス

花壇」や1990品種2600株の様々なバラが咲き誇る「未来のバラ園」など新しい園芸・緑化手法などでもちを彩りました。横浜公園では、日本庭園の再整備に合わせて、庭園の名称を「彼我庭園」とし、昭和30(1955)年前後に本市から友好の印に海外各地に寄贈された雪見灯籠の里帰りとして、アメリカのポートランドにある日本庭園の灯籠のレプリカが設置されました。

郊外部の「里山ガーデン」では、ズーランシア(P23)コラに隣接する約20haの樹林地を会場に、里山の魅力を生かしながら、花と保全された樹林地の価値を実感できます。

横浜市ではフェアの成果を引き継ぎ、美しい花と緑豊かなまち、環境先進都市横浜の実現を目指していきます。

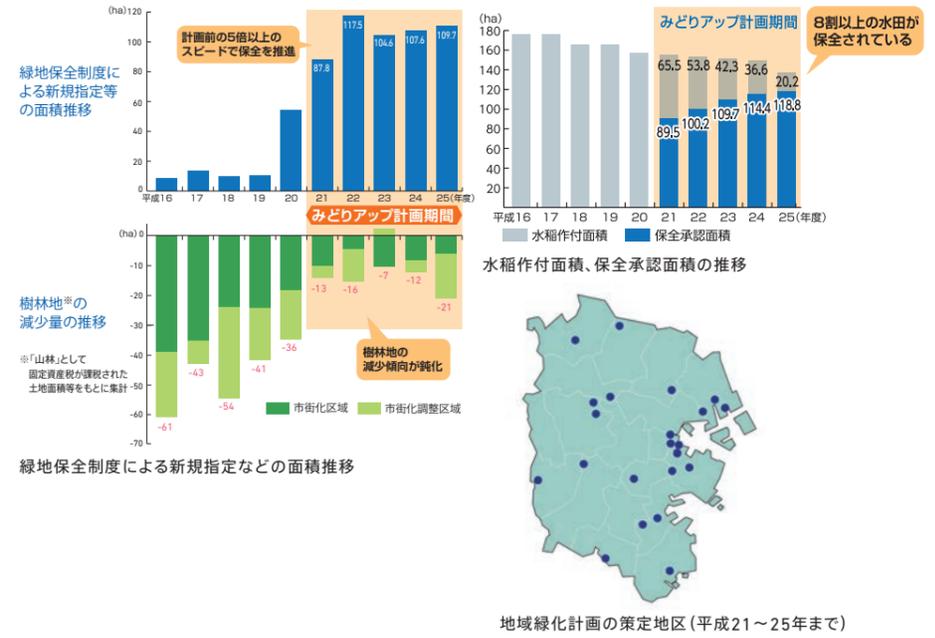
横浜みどりアップ計画の成果

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)は、着実な成果を上げました。

「樹林地を守る」取組では、527.2haの樹林地を緑地保全制度で新たに指定しました。計画開始前に約20haだった年平均指定面積は、開始後には約100haと大幅に増加しました。また、課税上の地目「山林」の減少面積の推移では、計画以前の5か年減少面積が年平均47haだったのに対し、計画を始めてからは年平均14haと、減少傾向が大幅に鈍化しました。

「農地を守る」取組では、市域の水田の約8割である約118.8haを保全しました。

「緑をつくる」取組では、地域と市が話し合いながらそれぞれの地域での地域緑化計画を策定し、その計画に基づいた緑の創出が進みました。



附帯意見

(市第87号議案)

横浜に残された緑の減少に歯止めをかけ、次世代に継承するため、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」による緑の保全・創造の取り組みを推進し、「将来」の横浜の緑にしっかりと対処することは、本市の喫緊の課題である。

また、厳しい財政状況の下、緑の保全等を推進するため市民税均等割超過課税の横浜みどり税を導入しようとするものであるが、現下の厳しい経済情勢を直視すると、今回、横浜みどり税を導入し負担を求める以上、市民の十分な理解を得る努力が不可欠である。

そこで、横浜みどり税の導入に当たって次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 2 緑の重要性・役割の大きさを多くの市民が共有できるよう、土地所有者も含めた広範な市民協力の輪を広げ、横浜の緑を守り、はぐくむための協働の取り組みを推進すること。
- 3 「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の推進を図るため、横浜みどり税以外の財源確保に積極的に取り組むこと。とりわけ、国からの支援策の早期実現を働きかけること。
- 4 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、法人も含めた市民への周知の徹底を図ること。
- 5 横浜みどり税の使途については、そのすべてについて、市民に広く積極的に公開し、「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の事業進捗について、常に市民に明らかにすること。
- 6 いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。

みどり税導入に際して横浜市会から付された6つの附帯意見(平成20年市会第4回定例会)

みどりアップ計画市民推進会議

市が課税自主権を活用する上での課題を学識経験者が審議する「横浜市税制調査会」からの意見や、みどり税導入に際して横浜市会から付された附帯意見を受けて、平成21(2009)年に設置されたのが第三者機関の組織である「横浜みどりアップ計画市民推進会議」です。

市民推進会議は、公募市民や学識経験者、連合町内会や活動団体の関係者など、計16人の委員から構成されており、それぞれの視点から、みどりアップ計画の取組状況を評価し、行政への施策の提案を行っています。また、広報誌などの発行を通して、広く市民へみどりアップ計画の情報提供も行っていきます。



みどりアップ計画の現地調査の様子



みどりアップ計画の現地調査の様子



市民推進会議 本会議の様子



市民推進会議による広報誌の発行

世界の人々を惹きつけ、

市民が誇りを感じるまち、横浜の実現に向けて

山手公園の緑

横浜では、全国に先駆けて緑や公園に関する多くの取組が行われてきました。

日本で初めての西洋式公園である山手公園の開設、農地を都市の中の貴重なオープンスペースとして早くから位置付け、公園などと一体的に進めた施策展開、「横浜みどり税」を財源の一部とした横浜みどりアップ計画など、社会からの要請や課題に対応しながら、緑や公園は都市の要素のひとつとして、重要な役割を果たしてきました。

これらの努力の結果は、市民の憩いの場である森や、地産地消を支える農地、地域の魅力となるまちなかの緑や花などとして、大都市でありながら身近な場所に多くの緑があるという、横浜の魅力につながっています。

全国都市緑化よこはまフェアでは、市内外からのお客様を花と緑でおもてなしするとともに、これまでの緑や公園の取組の成果を発信する又とない機会となりました。また、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催も予定されている他、国際園芸博覧会の誘致も検討されています。これらの機会を捉え、将来を見据えながら、より魅力的な横浜となる取組がさらに期待されています。

社会状況に目を向けると、物質的な豊かさに満たされつつある中、より精神的な豊かさが実感できるまちや地域社会が求められています。また、本格的な少子高齢化社会を迎え、横浜が、訪れたい都市、住みたい都市になるための取組も必要です。

このような中で、都市の景観・風格形成、地域の活性化、都市環境の保全、観光MICE、子育て、観光、防災、文化など、様々な視点から「緑」への期待はますます高まっています。

先人達の成果に安住することなく、これからも、全国緑政のトップランナーとして、緑や公園の取組を充実させ、世界の人々を惹きつけ市民が誇りを感じるまち、横浜を目指していきます。

緑のデータ

緑のデータ 平成28(2016)年3月31日現在

都市公園	2,658公園	
街路樹	133,457本	
近郊緑地保全区域	802 ha	(1か所)
近郊緑地特別保全地区	194ha	(3か所)
特別緑地保全地区	415ha	(133か所)
風致地区	3,710ha	(16地区)
保安林	61ha	
横浜自然観察の森	45ha	(1か所)※1
市民の森	527ha	(43か所)※3
ふれあいの樹林	20ha	(14か所)※1
緑地保存地区	206ha	※1
源流の森保存地区	192ha	※1
農業専用地区	28地区	(1,071ha)
農園数	301か所	(41.4ha)
生産緑地	302ha	(1,725か所)※2
公園愛護会	2,450団体	

※1 平成27(2015)年3月31日現在

※2 平成27(2015)年12月4日現在

※3 平成28(2016)年4月1日現在

緑のデータ 平成28(2016)年3月31日現在

都市公園	2,658公園	
街路樹	133,457本	
近郊緑地保全区域	802 ha	(1か所)
近郊緑地特別保全地区	194ha	(3か所)
特別緑地保全地区	415ha	(133か所)
風致地区	3,710ha	(16地区)
保安林	61ha	
横浜自然観察の森	45ha	(1か所)※1
市民の森	527ha	(43か所)※3
ふれあいの樹林	20ha	(14か所)※1
緑地保存地区	206ha	※1
源流の森保存地区	192ha	※1
農業専用地区	28地区	(1,071ha)
農園数	301か所	(41.4ha)
生産緑地	302ha	(1,725か所)※2
公園愛護会	2,450団体	

※1 平成27(2015)年3月31日現在

※2 平成27(2015)年12月4日現在

※3 平成28(2016)年4月1日現在

発行・編集

発行…… 横浜市 環境創造局 政策課
(横浜市中区港町1-1

TEL: 045-671-4214 FAX: 045-641-3490)

発行年…… 平成29(2017)年3月 第1版

監修…… 進士 五十八
(横浜市環境創造審議会会長 福井県立大学

学長(東京農業大学名誉教授))

編集委員会…上原 啓史(みどりアップ推進担当理事)/

高橋 俊和(政策調整部長)/緒賀 道夫(みど

りアップ推進部長)/中野 創(みどりアップ推

進部全国都市緑化フェア推進担当部長)/

五十嵐 康之(みどりアップ推進部全国都市緑化

フェア推進担当部長)/平山 実(みどりアップ推

進部農政担当部長)/橋本 健(公園緑地部長)

執筆…… 相場 崇/朝倉 友佳/荒畑 陽/岩ヶ谷 和則/

内山 翼/江成 卓史/緒賀 道夫/景山 敦樹/

河岸 茂樹/近藤 元子/清水 健二/菅谷 浩明/

佐藤 智也/清野 昌樹/関口 昇/関根 伸昭/

高村 暁子/武部 真人/千木良 泰彦/綱河 功/

道場 守里/得能 千秋/中島 高志/中野 創/

橋本 健/長谷川 正英/原田 文恵/兵頭 輝久/

平山 実/横 重善/松本 俊一/丸山 知志/山本 英

(50音順)

事務局…… 環境創造局政策課(相場 崇/中野 恵美子/

関根 伸昭/内山 翼/北川 知沙/北島 真理子/

澗田 早穂子/小堀 典子)

デザイン…… NOGAN

…… 許可のない転載および二次利用を禁ず

…… 許可のない転載および二次利用を禁ず